

三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例（平成16年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納入期限)

第2条 条例第3条に規定する使用料は、三郷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める期限までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 条例第4条の規定による使用料の減免は、同条第1号に該当する場合は、使用料を免除し、同条第2号に該当する場合は、使用料の半額を減額する。

(使用料の還付請求)

第4条 条例第5条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校体育施設使用料還付請求書(様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

改正する規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式（第4条関係）

学校体育施設使用料還付請求書

年　月　日

三郷市教育委員会 様

申請者 団体名 _____
氏 名 _____ (印)
住 所 _____
電話番号 _____

三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則第4条の規定により使用料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

利 用 施 設			
利 用 目 的 (種 目)		利 用 日	年 月 日
受 付 年 月 日	年 月 日	受 付 番 号	第 号
既 納 額		請 求 額	
請 求 理 由			
振 り 込 み 先			